商品概要説明書

総合口座(普通貯金無利息型<決済用>)

(2022年11月29日現在)

	(2022 年 11 月 29 日現在	./
商品名	・総合口座(普通貯金無利息型<決済用>)	
ご利用いただける方	・個人のみ(当座貸越取引が行われることから未成年者と取引する場合は、 定代理人と取引を行います。)	法
期間	・期間の定めはありません。	
預入方法	7777 72 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	
(1)預入方法	・随時預け入れできます。	
(2)預入金額	・1円以上	
(3)預入単位	1円単位	
払戻方法	・随時払い戻しできます。	
利息	・普通貯金は無利息となります。	
手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当 J Aおよびオンライン提携 融機関等の所定の手数料がかかることがあります。	
	・2021 年 10 月 1 日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない。 合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。	芴
付加できる特約事項	・自動継続扱いの期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定期貯金、変金利定期貯金、据置定期貯金を担保組入れることにより、当座貸越をご利できます。貸越限度額は、期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定貯金、変動金利定期貯金、据置定期貯金残高の合計額の90%(千円未満切て)、最高200万円までご利用になれます。貸越利率は、定期貯金の利率に0.5%上乗せした利率が適用されます。・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通りレス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いだくサービス)がご利用になれます。	用期捨年
貯金保険制度 (公的制度)	・貯金保険制度により全額保護されます。	
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきしては、当JA本支店(所)または信用部(電話:0470-6-3717)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)も、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談	8ど、 で 機
	にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会 第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能 す。 東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以「東京弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様	会で下

	らのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアク
	セスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ
	ビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を
	移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも
	のではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または
	東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日
事項	まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させ
	ていただきます。
	・貸越が発生している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご
	返済いただく場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAいすみ